

第 90 回あるべき税制委員会、第 107 回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

平成 30 年 4 月 5 日、森信から「金融所得税制の見直しと資産形成支援税制」（別添）、PWC の方から、「英国・仏国における上場株式等に係る相続税の財産評価制度の調査」と「米国・英国における資産形成促進制度」（いずれも金融庁の委託調査）について説明があり、議論を行いました。

森信の説明の概要は以下のとおり。平成 30 年度与党税制改正大綱には「金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、税負担の垂直的公平性等を確保する観点から・・・諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」と明記されている。

「税負担の垂直的公平性等の確保」とは、所得再分配機能の強化のことで、国税庁のサンプル調査に示されている、申告所得 1 億円を超えると所得税の実効税率が下がる原因が、金融所得を他の所得と分離し 20%（国税 15%、地方税 5%）で課税している金融税制にあるのでそれを見直したいということである。

一方金融所得税制の単なる増税は、わが国の株式市場に、ひいては公的年金の運用成績に大きな影響を及ぼす。iDeCo（個人型確定拠出年金）を国民誰もが利用できるようにし、さらには NISA を拡充してきた近時の政策との整合性も問われることになる。そこで、金融所得税制の見直しについては、国民の資産形成を支援する税制の拡充、具体的には NISA を本格的な TEE 型（拠出時課税、あとは非課税）の資産形成支援制度として整備することなどとパッケージで行うことが必要である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。